



2022年2月14日

各位

会社名 ソフトマックス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 松島 努  
(コード番号: 3671 東証マザーズ)  
問合せ先 常務取締役管理本部担当 濱平 耕一  
(TEL. 099-226-1222)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月28日開催予定の第49期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 当社の今後の事業展開に鑑み、現行定款第2条(目的)につきまして目的事項の追加を行い、号文の新設に伴う号数の繰り下げを行うものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
  - ①変更案第17条は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるとともに、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
  - ②現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものです。
  - ③上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第1章 総則  (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(20) (条文省略)  (新設)  <u>(21)</u> 前各号に附帯する一切の業務	第1章 総則  (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(20) (現行どおり)  <u>(21)電気通信工事業</u>  <u>(22)</u> (現行どおり)

<p>第3章 株主総会</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>附 則</p> <p>1. 変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第17条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日

2022年3月28日(月) [予定]

定款変更の効力発生日

2022年3月28日(月) [予定]

以 上